

座間市教育委員会 2月定例会会議録

1 開会日時 令和4年2月9日(水) 午前9時30分

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘  
 教育長職務代理者 小井田 由美子 委員 馬場 悠男  
 委員 鈴木 義範 委員 北村 美奈子

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力  
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真  
 教育指導課長 宮崎 広孝 教育研究所長 土山 幸一  
 生涯学習課長 吉野 芳絵 図書館長 飯田 京子

5 書 記 佐藤 雄一 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	6	郷土資料館整備に係る意見書について	生涯学習課長	承認
2	7	座間市立図書館サービス計画2022の策定について	図書館長	承認
3	8	県費負担教職員の人事について	学校教育課長	承認
4	9	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
5	10	座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則	教育研究所長	承認
6	11	座間市市史編さん審議会委員の委嘱について	生涯学習課長	承認
7	12	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認
8	13	令和4年度使用準教科書の選定について	教育指導課長	承認

No.	協議番号	協 議 事 項 名	説明者	結果
1	2	学校用地の一部管理換えについて	教育総務課長	終了

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	2	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

木島教育長 それでは、ただいまより2月定例会教育委員会を開会いたします。  
 なお、本日は、1時間程度で鈴木委員が退席されますので、御承知おきください。  
 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は2月9日今日一日といたします。  
 次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に鈴木委員と北村委員を指名いたします。よろしく願いいたします。  
 続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

#### <教育長報告>

木島教育長 1月12日(水)定例会教育委員会、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員出席です。

1月12日(水)教育部内各所属新年挨拶、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員出席です。

1月12日(水)交通安全対策会議、教育長出席です。

1月13日(木)定例校長会議、教育長出席です。

1月13日(木)15市学校教育課長協議会、教育長出席です。

1月14日(金)定例教頭会議、教育長出席です。

1月17日(月)学校訪問C(中原小学校)、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員出席です。

1月19日(水)研究発表会(栗原中学校)、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員出席です。

1月20日(木)第36回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

1月23日(日)災害対策本部設置運営訓練、教育長出席です。

2月4日(金)県央教育事務所管内教育長会議、教育長出席です。

2月7日(月)「郷土博物館整備に係る意見及び郷土博物館整備に係る提言」手交式、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員出席です。

2月7日(月)総合教育会議、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、

北村委員出席です。

2月7日（月）教育研究所研究員全体会（オンライン開催）、教育長出席です。  
以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。  
2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第8号、第9号及び第11号並びに報告第2号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、議案第8号、第9号及び第11号並びに報告第2号は非公開といたします。

また、審議の順番については、議案第6号から協議第2号までの公開案件を順に行った後、非公開案件を順に行うことといたします。

それでは、議案第6号「郷土資料館整備に係る意見書について」、提案説明をお願いいたします。

（吉野課長 挙手）

木島教育長 吉野生涯学習課長、お願いいたします。

吉野課長 議案書4ページを御覧ください。議案第6号「郷土資料館整備に係る意見書について」、郷土資料館整備に係る意見書を取りまとめることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別添のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。提案理由ですが、教育委員会会議における協議内容を踏まえ、「郷土博物館整備に係る意見」として教育委員会の意見書を作成し、市長部局へ申し出るため提案するものでございます。

意見書は、別添1のとおりでございます。なお、先ほどの経過報告でもございましたとおり、2月7日に手交式を執り行い、市長へ提出させていただきました。

議案第6号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(鈴木委員 挙手)

木島教育長 鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 郷土資料館の整備については、本当に長い間にわたって調査、検討され、平成17年1月の提言、それと今回の令和3年3月の提言、というふうに提出された経過があります。今回は特に、教育委員会の意見書も市長へ提出し、今後は次期総合計画にも載せていくことになると思います。財政事情等もあるとは思いますが、検討委員会を作って提言書の提出を受ける、ということの繰り返しにならないようにしていただけたらと思います。旧歴史民俗資料館は、文化財保護委員や文化財調査員の努力、市民の方々のバックアップがあって建設できたわけですが、平成8年に解体してしまったわけです。なぜそういうふうになったのかということも、よく検討していただきたいと思います。職員の中には学芸員の資格を持った方もいますし、今後はそういった方たちでプロジェクトチームのようなものを組織し、条件や補助金なども含めた様々なことを検討していけたら良いのではないかと考えています。ぜひ、具体化に向けて進めていっていただきたいと思います。

木島教育長 ありがとうございます。今、鈴木委員がおっしゃったことについては、教育委員さんも含め、私たちの総意でありますので、手交式で市長にお渡ししたのでそれで終わりということではなくて、これからがスタートだと思っております。今後も努力していきたいと考えています。

他にはいかがでしょうか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

他に御質問等もないようですので、議案第6号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第6号は承認いたします。

続きまして、議案第7号「座間市立図書館サービス計画2022の策定について」、提案説明をお願いいたします。

(飯田館長 挙手)

木島教育長 飯田図書館長、お願いいたします。

飯田館長 5ページをお開きください。議案第7号「座間市立図書館サービス計画2022の策定について」、座間市立図書館サービス計画2022を別添のとおり策定することについて議決を求める。提案理由ですが、図書館の設置及び運営上の望ましい基準に基づき、座間市立図書館サービス計画2022を策定するため提案するものでございます。

本計画につきましては、令和3年12月定例教育委員会会議の協議にて御意見を頂いて素案をまとめ、12月17日から1月16日までパブリックコメントにて意見募集を実施し、11名の方から32件の御意見を頂きました。御意見を受けて素案に記述を追加した箇所がございますので、報告させていただきます。別添2、「座間市立図書館サービス計画2022【最終版】」の23ページをお開きください。「2 職員体制」、「(1) 職員のスキルアップ」の三つ目に、「・市民が気持ちよく安心して図書館を利用できるように、接遇研修や避難誘導訓練等を実施します。」の一文を加えました。これは、御意見の中で「職員のスキルアップに関しては接客の目線が抜け落ちているように感じる」という御指摘がございましたので、それを受けて追加したものでございます。

その他の御意見で、修正や追加をしたところはございませんが、頂いた御意見を紹介いたします。まず、サービスに関する御意見ですが、先ほどの職員の接遇のほか、ホームページや検索システム、貸出期間、図書の保存などについて14件の御意見がございました。

次に、設備については、利用者が自分で貸出処理をする自動貸出機の設置や、エレベーター、玄関ホール周辺の改善などについて、5件の御意見がございました。

続きまして、施設についてですが、頂いた御意見8件のうちの6件が、公民館施設やコミュニティセンターをはじめとする公共施設や、イオン等の商業施設、駅などに、返却窓口や予約本の受取窓口を設けてほしいという御意見で、同一の内容としては一番多い御意見でした。また、総合的な文化施設の新設を提案する御意見もございました。

その他として、ボランティアや、図書館以外の施設の設備に関する意見等が5件でございました。

明確にお答えできる御意見に対しては、現状や対応をお伝えし、計画に盛り込むことは難しい、若しくは適切ではない御意見に対しては、「今後の参考にさせていただき、利用しやすい環境整備に努めます。」又は「頂いた御意見は関係各課で共有いたします。」と回答いたします。パブリックコメントについては以上でございます。

また、別添2の資料については、本日の会議に先立ち、図書館協議会において最終

的な内容確認をいただいております。

議案第7号の説明は以上でございます。

木島教育長 ありがとうございます。パブリックコメントについて丁寧に対応していただいたようで、ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第7号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第7号は承認いたします。

続きまして、議案第10号「座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則」について、提案説明をお願いいたします。

(土山所長 挙手)

木島教育長 土山教育研究所長、お願いいたします。

土山所長 それでは、9ページを御覧ください。議案第10号「座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則」、座間市教育研究所条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。提案理由ですが、教育研究所に置くことができる職について、その一部を廃止いたしたく提案するものです。

改正内容は、10ページを御覧ください。第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。附則、この規則は、令和4年4月1日から施行する。11ページは新旧対照表です。

今回廃止する心理判定支援員とは、心理検査等の業務を行ってもらうため、本規則に規定し、任用していたものです。これとは別に、教育心理相談員という職を設置しておりますが、現在では、この教育心理相談員も心理検査等の業務を行っており、心理判定支援員と教育心理相談員を区別する必要がなくなっております。なお、今年度は、教育心理相談員として3名の会計年度任用職員を任用しております。

このような状況を踏まえ、職の整理について教育研究所内で検討した結果、4月からの課への昇格に合わせ、教育研究所においては心理判定支援員の職を廃止し、その業務内容は教育心理相談員の業務内容へ統合すべきとの結論に至りましたので、議案として上程いたしました。なお、教育研究所での職としては廃止いたしますが、心理

判定支援員の職そのものにつきましては、教育指導課が所管する教育支援委員会に置くことができるものとして、今後も残ります。

議案第10号の説明は以上です。よろしく願いいたします。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第10号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第10号は承認いたします。

続きまして、議案第12号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、提案説明をお願いいたします。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、資料14ページを御覧ください。議案第12号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別添の教育関係予算案に関し、異議のない旨を申し出ることについて議決を求める。提案理由は、令和3年度座間市一般会計補正予算案及び令和4年度当初予算案について提案するものです。

それでは、お手元の資料別添3に沿って簡潔に御説明します。別添資料2ページ、令和3年度座間市一般会計補正予算案、即決分でございます。繰越明許費を含んでおります。

では始めに、令和3年度、即決分、補正予算の歳入について御説明します。資料3ページを御覧ください。No.1の小学校学校施設環境改善交付金は、令和4年度に予定していた相武台東小学校1号棟外壁改修工事(Ⅱ期)及びひばりが丘小学校2号棟外壁改修工事に対し国庫補助が充てられるため、当該工事を前倒して実施するための予算措置です。

No.2の小学校債は、No.1の工事を実施するための予算措置です。

令和3年度、即決分、補正予算の歳入については以上です。

続いて、令和3年度、即決分、補正予算の歳出について御説明します。資料4ページです。No.1の建設事業委託料及びNo.2の建設工事費は、3ページに記載の

相武台東小学校及びひばりが丘小学校の工事实施に伴う増額です。

次に、令和3年度、即決分、補正予算の繰越明許費について御説明します。資料5ページをお開きください。No. 1の小学校施設整備事業費は、先の2校の工事について、令和3年度中の工事完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものです。

以上が、令和3年度、即決分、補正予算の説明です。

続きまして、令和3年度補正予算の歳入について御説明します。資料6ページを御覧ください。令和3年度座間市一般会計補正予算案、こちらも繰越明許費を含んでおります。

それでは、7ページを御覧ください。No. 1の小学校費補助金は、国の補助金を活用し、令和4年度に予定していた教員の授業用パソコン整備を前倒して実施するための予算措置です。

No. 2の小学校費補助金は、国の補助金を活用し、学校における感染症対策及び児童の学習保障支援事業を実施するための予算措置です。

No. 3及びNo. 4の中学校費補助金は、No. 1及びNo. 2の小学校費補助金と同様の内容による予算措置です。

No. 5の中学校学校施設環境改善交付金は、国の補助金を活用し、令和4年度に予定していた東中学校2号棟給排水管改修工事及び西中学校2号棟屋内便所改修工事を前倒して実施するための予算措置です。

No. 6の教育総務費寄附金は、貴重な寄附が寄せられたことに伴う予算措置です。

No. 7の中学校債は、先の東中学校、西中学校の工事实施に伴う予算措置です。

資料8ページに移ります。No. 8の教育総務費補助金は、特別支援教育就学奨励費補助金の対象人数の増に伴う増額です。

No. 9及びNo. 10の要保護児童生徒援助費補助金は、対象者数の減及び修学旅行の日帰りへの変更に伴う減額です。

No. 11の社会教育使用料は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による市民文化会館の利用者の減に伴う減額です。

令和3年度補正予算の歳入については以上です。

続きまして、令和3年度補正予算の歳出について御説明します。資料9ページを御覧ください。No. 1、教育施設整備基金積立金の積立金は、寄附金を基金に積み立てるための増額です。

No. 2、小学校施設整備事業費の建設事業委託料は、ひばりが丘小学校2号棟外壁及び屋内運動場外装等改修工事設計委託の事業費確定に伴う減額です。

No. 3の建設工事費は、令和2年度から繰り越した事業費の財源に不足が生じたため、令和3年度一般財源に振替えるための増額です。

No. 4、小学校備品整備事業費（国追加措置分）のその他備品購入費は、感染症

対策に必要な備品を購入するための予算措置です。

№. 5、小学校総務一般管理経費（国追加措置分）の消耗品費は、感染症対策に必要な消耗品を購入するための予算措置です。

№. 6、小学校教材整備事業費（国追加措置分）の消耗品費は、感染症対策及び学習保障に必要な消耗品を購入するための予算措置です。

№. 7の学校用教材備品購入費は、学習保障に必要な備品を購入するための予算措置です。

№. 8、小学校情報教育環境整備事業費のその他備品購入費は、教員の授業用パソコンを整備するための予算措置です。

資料10ページに移ります。№. 9、中学校施設整備事業費の建設事業委託料及び№. 10の建設工事費は、先の東中学校及び西中学校の工事实施に伴う増額です。

№. 11、中学校備品整備事業費（国追加措置分）の事務用備品購入費及び№. 12のその他備品購入費は、学習保障に必要な備品を購入するための予算措置です。

№. 13、中学校総務一般管理経費（国追加措置分）の消耗品費は、感染症対策に必要な消耗品を購入するための予算措置です。

№. 14の郵便料は、進路関係書類の送付に必要な切手等を購入するための予算措置です。

№. 15、中学校教材整備事業費（国追加措置分）の消耗品費及び№. 16の学校用教材備品購入費は、9ページの№. 6及び№. 7の小学校分と同様の理由による予算措置です。

№. 17、中学校情報教育環境整備事業費のOA機器等賃借料は、パソコンリース契約額の確定に伴う減額です。

№. 18のその他備品購入費は、№. 8と同様に、教員用パソコンの整備に伴う予算措置です。

資料11ページに移ります。№. 19、特別支援教育就学奨励等事業費の扶助費は、対象人数の増に伴う増額です。

№. 20、要保護及び準要保護児童援助事業費の扶助費は、対象人数の増に伴う増額です。

№. 21、要保護及び準要保護生徒援助事業費の扶助費は、対象人数の減に伴う減額です。

№. 22、中学校給食（選択式）事業費の施策事業委託料は、給食申込数が当初見込みより減少したことに伴う減額です。

№. 23、教育指導管理経費の施策事業委託料は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で小学校の水泳授業を中止したことによる、民間プール委託料の減に伴う減額です。

令和3年度補正予算の歳出については、以上です。

最後に、令和3年度補正予算の繰越明許費について御説明します。資料12ページに記載の9つの事業費は、令和3年度中の事業完了が見込めないため、繰越明許費の設定を行うものです。

令和3年度補正予算の説明は以上です。

続きまして、13ページをお開きください。令和4年度当初予算案について御説明します。14ページ、15ページに教育部所管予算の概要をお示ししています。令和4年度は、学校教育、社会教育ともに対前年度増額の予算措置がなされました。今年度も非常に厳しい状況下での予算編成となりましたが、その中であっても教育部各課ではしっかりと予算要求を行い、適切な予算確保の目途が立ちましたので、来年度は、今年度にも増して各種事業の推進に努めたいと考えております。

それでは、教育部重点事業を中心に、令和4年度当初予算の要求状況について御説明します。資料16ページをお開きください。16ページ以降の一覧表の中で、一番左側に○印を付けているものが、教育部の重点事業です。それでは、施策25教育環境から順に御説明します。小学校及び中学校施設整備事業費は、小中学校の施設を改修し、教育環境の充実を図るため、校舎や体育館の外壁改修工事設計委託のほか、東中学校エレベーター設置工事設計委託のための予算要求を行いました。予算額はそれぞれ、1,704万円余、1,174万円です。

小学校及び中学校施設維持管理事業費では、施設の定期点検、維持管理及び修繕を実施するほか、全小中学校の照明設備LED化及び栗原小学校、相模野小学校の空調設備更新のための予算要求を行いました。予算額はそれぞれ、1億8,170万円余、1億312万円余です。

施設事務管理経費では、今後の学校の在り方の検討を進めるため、学校施設の適正化に係る方針を策定するための予算要求を行いました。予算額は、1,255万円余です。

続きまして、資料18ページ、施策26学校保健について御説明します。重点事業は、19ページを御覧ください。上から2つ目の重点事業、学校給食施設整備事業費では、来年度に、これまでの積年の課題であった、小学校給食調理室へのエアコン設置費用が予算化されました。これにより、調理場の衛生環境向上とともに、給食調理員の職場環境が大いに改善されることと期待しております。なお、本事業の予算額は、1億7,843万円余です。

続きまして、施策27教育活動です。資料20ページをお開きください。コミュニティ・スクール推進事業費では、小中全17校に学校運営協議会を設置するための予算要求を行いました。予算額は、385万円余です。

特別支援教育事業費では、特別支援教育支援員増員のための予算を計上しました。

予算額は、7,852万円余です。

続きまして、資料21ページに移ります。情報教育推進事業費では、情報教育アドバイザー増員のための予算を計上しました。予算額は、2,512万円余です。

日本語指導等協力者派遣事業費では、派遣回数増のための予算を計上しました。予算額は、490万円です。

続きまして、22ページに移ります。施策28生涯学習です。図書館資料整備事業費では、図書資料充実のための予算の増額を要求しました。予算額は、1,700万円です。

電子図書館運営事業費では、電子書籍の充実を図るため予算の増額を要求しました。予算額は、297万円余です。

生涯学習プラン策定事業費では、令和5年度の生涯学習プラン策定に向けた、策定委員会立ち上げのための予算を計上しました。

最後に、施策29市民文化です。資料24ページを御覧ください。市民文化会館大規模修繕事業費では、令和6年度から始まる大規模改修に向けた設計委託料を計上しました。予算額は、6,897万円です。

市史編さん事業費では、市史資料叢書10に係る印刷製本費を計上しました。予算額は、664万円余です。

令和4年度当初予算案の概要説明は以上です。

これもちまして、議案第12号「教育関係予算案に関する意見の申出について」の概要説明を終了します。

木島教育長 ありがとうございます。それでは、御質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、即決分の令和3年度補正予算案、即決分を除く令和3年度補正予算案、令和4年度当初予算案に分けて進めていきたいと思っております。

まず、即決分の令和3年度補正予算案について、御質問等ございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

続きまして、即決分を除く令和3年度補正予算案について、御質問等ございますか。

(小井田委員 挙手)

木島教育長 小井田委員、よろしく願いいたします。

小井田委員 10ページのNo.11,12についてですが、概要説明に「学習保障に必要な備品」とあります。他にも同じ文言が出てくるのですが、学習保障に必要な備品とは、

具体的にはどのようなものでしょうか。

(高木課長 挙手)

木島教育長 高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 こちらは主に、体育の授業で使用する体育用品ですとか、理科の器具、それから楽器など、分散して感染予防をしながら学習するために必要なものを購入するというこ  
とで、学校から要望をいただいております。

小井田委員 分かりました。

木島教育長 他にはいかがでしょうか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは最後に、令和4年度当初予算案について、御質問等ございますか。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 令和3年度の繰越分というのは、この令和4年度の予算の中に入っているのですか。

高木課長 別になっています。両方とも4年度に執行するのですが、令和4年度分は令和4年  
度分で予算措置をしております、令和3年度から繰り越したものは、また別にある  
とお考えいただければと思います。

馬場委員 分かりました、ありがとうございます。

(小井田委員 挙手)

木島教育長 小井田委員、お願いいたします。

小井田委員 14ページに記載されている教育使用料というのは、具体的にどのようなもので  
しょうか。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 具体的に申し上げますと、小学校使用料には、電柱等小学校校地使用料がございます。学校の敷地内に電柱が設置されている場合、電力会社から使用料を頂いているものです。他には、教職員が駐車するスペースがございますので、その使用料を頂いている、というものもございます。また、社会教育使用料に関しては、貸館の使用料ですとか、高圧線が敷地内にありますので、そちらの使用料などが含まれております。

小井田委員 分かりました、ありがとうございます。

それと、22ページに記載されている小学校学習施設開放事業費についても御説明いただけますか。

(吉野課長 挙手)

木島教育長 吉野生涯学習課長、お願いいたします。

吉野課長 小学校学習施設開放事業費につきましては、市民の方が使えるように小学校の教室を開放していただいている事業に関する維持費などでございます。

小井田委員 スポーツ施設とは別に、ということですね。

吉野課長 はい。校庭や体育館とは別に、学習活動のために教室を一つ使わせていただいています。

木島教育長 具体的な場所としては、東原小学校ということよろしいですか。

吉野課長 はい。

小井田委員 分かりました、ありがとうございます。

木島教育長 他にはいかがでしょうか。

木島教育長 他に御質問等もないようですので、議案第12号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第12号は承認いたします。

続きまして、議案第13号「令和4年度使用準教科書の選定について」、提案説明をお願いいたします。

(宮崎課長 挙手)

木島教育長 宮崎教育指導課長、お願いいたします。

宮崎課長 それでは、議案書15ページを御覧ください。議案第13号「令和4年度使用準教科書の選定について」、令和4年度使用準教科書を別紙のとおり選定することについて議決を求める。提案理由ですが、座間市立学校の管理運営に関する規則第10条第1項の規定により提案するものです。

次のページを御覧ください。現在、学校で使用する準教科書は、小学校の体育の教科書、1教科に限定されています。令和4年度につきましては、座間小学校から、高学年において体育の教科書を児童に購入させて使用するという申請がきております。他の10校につきましては、教師用指導書を活用しての指導や、教師が自作資料を使用して体育の授業を行うなどしております。座間小学校は、令和元年度から体育を中心とした校内研究を行っており、体育に力を入れているということもありまして、使用させていただきたいということでございます。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 現在は座間小学校が利用しているということですが、以前は準教科書を使っている学校が多くありました。ただ、購入する以上は必ず子どもたちがそれを利用する、ということが厳格に言われてきていましたので、その点で少し変化が出てきたのかなというふうに思っております。

御質問等もないようですので、議案第13号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第13号は承認いたします。

続きまして、協議第2号「学校用地の一部管理換えについて」、説明をお願いいたします。

(高木課長 挙手)

木島教育長 高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 では、17ページを御覧ください。協議第2号「学校用地の一部管理換えについて」、学校用地の一部管理換えについて協議を求める。協議理由ですが、教育委員会が管理する学校用地の一部を市長部局へ管理換えすることについて、市長部局から協議を求める申出があったためでございます。

次のページを御覧ください。学校用地の一部管理換えについての資料となっております。まず、管理換えの趣旨ですが、座間市道12号線改良に伴う道路拡幅のため、教育委員会が管理する学校用地の一部を市長部局の管理に移すものです。

次に、対象物件です。資料の下の図において、着色している部分です。名称、座間市立東中学校用地の一部。所在地、座間市ひばりが丘五丁目6137-1。用途、学校用地。地目、学校用地。面積、約140㎡。こちらは概測の値であり、今後市長部局で測量を実施し、確定する予定です。現状は、グラウンドとなっております。

次に、管理換え後の所管ですが、都市部道路課の所管となる予定です。

次に、管理換え後の用途ですが、管理換えの趣旨でも申し上げましたとおり、座間市道12号線改良に伴う道路用地です。

なお、「管理換え」という用語について補足の説明をさせていただきます。これは、座間市市有財産規則で定義されている用語であり、財産管理者が管理する市有財産を他の財産管理者の管理に移すことを言います。学校用地は市の財産であり、教育委員会はその管理を行っておりますので、この管理の主管を市長部局へ移すことについて、協議をお願いするものです。

参考として、管理換え後の道路工事に係るスケジュールを記載しております。令和5年10月に予定されている道路の拡幅工事に先立ち、拡幅のために撤去する既存の防球フェンスや樹木等をグラウンドの内側に再建する補償工事を、令和5年7月頃から行う予定です。補償工事の詳細につきましては、今後道路課と協議を行ってまいります。

次のページには、市長部局から提出された、協議を求める文書の写しを添付しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御意見や御質問等ございますか。

木島教育長 御意見、御質問等もないようですので、教育委員会としての見解をまとめたいと思いますが、この学校用地の一部管理換えについては、異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、教育委員会としては異議のないものとして、協議第2号は終了いたします。

本日、公開の案件は以上です。

会議の冒頭で決定しましたとおり、議案第8号、第9号及び第11号並びに報告第2号は非公開といたします。

(議案第8号「県費負担教職員の人事について」、第9号「座間市教育委員会職員の人事について」及び第11号「座間市市史編さん審議会委員の委嘱について」並びに報告第2号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和4年3月25日(金)午後2時00分から教育委員会室で開催します。

以上で2月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

(午前10時40分閉会)